

青森県報

第二千四百八十四号

平成十七年
六月一日
(水曜日)

目次

規 則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則……………(環境政策課) ……一

告 示

保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

道路の区域の変更……………(道路課) ……四

道路の供用の開始……………(同) ……五

公 告

県有船舶の売却に係る一般競争入札……………(水産振興課) ……五

県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課) ……五

右 同……………(同) ……六

公安委員会

運転免許取得者教育を行う者の認定……………(運転免許課) ……七

正 誤

平成十七年四月二十二日定例付録目録中……………(総務学事課) ……七

平成十三年五月十八日定例出先機関中……………(農村整備課) ……八

平成十七年四月二十日号外第四十九号監査委員中……………(監査委員事務局) ……八

規 則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第八十号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

青森県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則(昭和六十一年七月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号並びに第四条第一号及び第三号中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第四百六十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十七年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単 位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度 (ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	九五二・一四
岩木川下流	"	一九〇・九五

浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 <small>〱</small> 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 <small>〱</small> 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流
"	"	"	"	土砂流出防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇二・八八	一六八・五七	一六八・〇六	九四四・六一	七〇五・六八	六二四・五一	九四・四〇	三二九・八二	三八三・八六	七六四・七五	二五九・〇二	六八一・七八	五九〇・八六	一、〇六〇・一一

" 六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村	五所川原市 (平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 (平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 <small>〱</small> 蟹田川
"	"	"	"	"	"	飛砂防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"
一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・二〇	六・二〇	六・一四	〇・一八	九六・五五	九六・四〇	一・一四	七六・六一	二二・四四	一四九・四九	一三五・二八	一八・五六

五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併前の五所川原市の区域に限る。)	北津軽郡鶴田町	五所川原市 前(平成十七年三月二十八日合併前の市浦村の区域に限る。)	つがる市 前(平成十七年二月十一日合併前の木造町の区域に限る。)	つがる市 前(平成十七年二月十一日合併前の車力村の区域に限る。)	つがる市 前(平成十七年二月十一日合併前の森田村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併前の岩崎村の区域に限る。)	深浦町 前(平成十七年三月三十一日合併前の深浦町の区域に限る。)	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市 前(平成十七年三月三十一日合併前の八戸市の区域に限る。)	上北郡百石町	三沢市	" 横浜町
"	"	"	"	"	"	"	"	"	防風保安林	"	"	"	"
〇・三〇	〇・〇二	二・五〇	一五・六五	五三・七一	六九・一八	〇・八〇	〇・六〇	二・二八	三・五六	二・六六	四・八〇	一一・一六	一一・五〇

東津軽郡平内町	青森市 前(平成十七年四月一日合併前の青森市の区域に限る。)	東津軽郡外ヶ浜町 前(平成十七年三月二十八日合併前の三厩村の区域に限る。)	北津軽郡中泊町 前(平成十七年三月二十八日合併前の中里町の区域に限る。)	上北郡百石町	十和田市 前(平成十七年一月一日合併前の十和田市の区域に限る。)	三沢市	" 東北町 前(平成十七年三月三十一日合併前の上北町の区域に限る。)	" 七戸町 前(平成十七年三月三十一日合併前の七戸町の区域に限る。)	" 横浜町	" 六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市 前(平成十七年三月十四日合併前のむつ市の区域に限る。)	下北郡東通村
"	"	"	干害防備保安林	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
〇・九〇	一・七六	〇・〇八	二・四〇	〇・〇二	〇・四二	四・七〇	〇・六〇	〇・六六	八・三〇	三三・八〇	〇・五〇	四・二〇	一三・八〇

1	番 号	図 面	種 類	道 路	の	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 の 前	変 更 の 後	変 更 の 後	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長	備 考
				県 道		夏 泊 公 園 線	東 津 軽 郡 平 内 町 大 字 白 砂 字 脇 ノ 沢 二 の 三 六 か ら 東 津 軽 郡 平 内 町 大 字 白 砂 字 脇 ノ 沢 二 の 三 六 ま で				一 八 ・ 五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル ま で	一 〇 五 ・ 〇 〇 メ ー ト ル	

三戸町	三戸郡階上町	上北郡六ヶ所村	三沢市	十和田市 (平成十七年一月一日合併前の十和田市の区域に限る。)	七戸町 (平成十七年三月三十一日合併前の七戸町の区域に限る。)	上北郡東北町 (平成十七年三月三十一日合併前の東北町の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の脇野沢村の区域に限る。)	むつ市 (平成十七年三月十四日合併前の川内町の区域に限る。)	下北郡大間町
九・三一	三・九四	四八・二八	三・二六	一・三七	二・八〇	〇・三八	四・九一	二五・九四	三・六〇

福地村	津軽地区	南部地区	保健保安林	八・六四
〃	〃	〃	一五五・六二	八八・八八

青森県告示第四百六十九号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年六月三十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年六月三十日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 夏泊公園線	東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の三六から東津軽郡平内町大字白砂字脇ノ沢二の三六まで	平成二〇一七

公 告

県有船舶の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

汽船つとつ（旧漁業取締船つとつ）の売却

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

青森市 青森漁港東端岸壁取締船係留場所

四 売却する物件の構造を説明する書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の

青森県農林水産部水産振興課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市港町二丁目二の四

青森県東地方農林水産事務所東青地方漁港漁場整備事務所会議室

2 日時

平成十七年六月二十日 午後一時

六 入札保証金及び契約保証金の額

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百三十二条及び第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 平成十七年六月二十日午前十時から午前十一時まで青森漁港東端岸壁取締船係留場所において現場説明を行う。

3 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、見積もった金額を入札書に記載すること。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

汽船つとつ（旧漁業取締船つとつ）の売却

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
青森市大字油川字岡田二六二の四 の内	雑種地	五、〇一四・二〇平方メートル

二 予定価格

九千七百七十五万九千八百六十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

青森市大字油川字岡田二六二の四

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時

平成十七年六月十七日 午前十時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十七年六月十三日午前十一時から、青森市大字油川字岡田二六二の四において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年六月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
むつ市真砂町九三の一六	雑種地	一、一七四・〇〇平方メートル

二 予定価格

八百九十二万二千四百円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

むつ市真砂町九三の一六

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目一の
青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時

平成十七年六月十七日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。
指定する用途
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十七年六月十日午前十一時から、むつ市真砂町九三の一六において現場説明を行う。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第八十二条の三十二の二第一項の規定により、運転免許取得者教育を行う者として次の者を認定したので、同法同条第二項及び運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定により公示する。

平成十七年六月一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称 正部家産業有限公司

2 住所 三戸郡階上町大字角柄折字正部家二

3 代表者の氏名 正部家佑介

二 運転免許取得者教育に使用する施設の名称

正部家産業有限公司八戸ライセンススクール

三 運転免許取得者教育に使用する施設の所在地

三戸郡階上町蒼前東三丁目六の二二五

四 運転免許取得者教育の課程の区分

運転免許取得者教育の認定に関する規則第一条第七号に掲げるもの

五 運転免許取得者教育の課程の名称

大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する教育課程

六 認定をした年月日
平成十七年五月二十四日

正 誤

総 務 学 事 課

発行年月日	平成十七年六月一日	発行番号	第百九十九号
区分	目録	ページ	二
段	上	下	表
行	誤	正	
	告示 四 一	告示 五 九	
	告示 四 一	告示 五 九	
	規則 一	規則 九	

平成17年 第一八七二号	発行年月日 発行番号
出先機関	区分
五	ページ
上	段
表中	行
中澤 鐵生	誤
中澤 鐵生	正

農 村 整 備 課

監 査 委 員 事 務 局

平成17年 第四九号		発行年月日 発行番号
監査委員		区 分
一三	六	ペー ジ
全	上	段
表	表	五 行
6 津	計 46	46機関 誤
6 有	計 45	45機関 正

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一 号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目 番七七号 東奥印刷株式 会社
毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一 銭	